

熊取町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町が支給する介護保険の居宅要介護等被保険者（以下「被保険者」という。）に係る居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下これらを「福祉用具購入費等」という。）の支給について、被保険者の一時的な費用負担を軽減するため受領委任払を実施することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護等被保険者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 福祉用具購入費 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費をいう。
- (3) 住宅改修費 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。
- (4) 事業者 法第44条第1項に規定する特定福祉用具若しくは法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具の販売事業者又は法第45条第1項及び第57条第1項に規定する住宅改修の施工事業者をいう。

(対象者)

第3条 福祉用具購入費等の受領委任払の対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する被保険者とする。

- (1) 保険料に滞納がなく、給付制限を受けていないこと。
- (2) 福祉用具購入費等の受領委任払について事業者が同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、特に町長が必要と認める者については、対象者とすることができる。

(承認の申請)

第4条 前条第1項又は第2項の規定により福祉用具購入費の受領委任払の承認を受けようとする者は、事前に介護保険福祉用具購入費受領委任払承認申請書兼同意書（様式第1号）に福

祉用具の購入に要する費用の見積書を添付して、町長に申請しなければならない。

- 2 前条第1項又は第2項の規定により住宅改修費の受領委任払の承認を受けようとする者は、熊取町介護保険規則（平成12年規則第13号。以下「規則」という。）第28条第1項の介護保険住宅改修費支給申請書及び介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書兼同意書（様式第2号）により、事前に町長に申請しなければならない。

（承認の決定等）

第5条 町長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、福祉用具購入費等の受領委任払の可否を決定し、介護保険福祉用具購入費受領委任払承認（不承認）決定通知書（様式第3号）又は介護保険住宅改修費受領委任払承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

（福祉用具購入費等の支払）

第6条 町長は、前条の規定による承認を受けた者から規則第27条第1項に規定する介護保険福祉用具購入費支給申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、規則第30条第1項の介護保険給付費支給（不支給）決定通知書により当該承認を受けた者に福祉用具購入費の支給又は不支給の決定を通知する。また、支給するときは、当該福祉用具購入費を福祉用具販売事業者を支払うとともに、その旨を通知するものとする。

- 2 町長は、第5条の規定による承認を受けた者から規則第28条第2項の介護保険住宅改修完了届の提出があった場合は、その内容を審査し、規則第30条第1項の介護保険給付費支給（不支給）決定通知書により当該承認を受けた者に住宅改修費の支給又は不支給の決定を通知する。また、支給するときは、当該住宅改修費を住宅改修事業者を支払うとともに、その旨を通知するものとする。

（不正受給）

第7条 町長は、事業者が不正に福祉用具購入費等を受給したことを確認したときは、当該受給額の全部又は一部を当該事業者から返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

介護保険福祉用具購入費受領委任払承認申請書兼同意書

熊取町長 様	<p>この申請にもとづく介護保険福祉用具購入費支給額の受領に関する権限を下欄の受取人に委任し、その承認を受けたいので、熊取町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払制度実施要綱第4条第1項の規定により申請します。</p> <p>なお、審査の結果、不承認となった場合は、償還払となることを承諾します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">被保険者住所 _____ _____</p> <p style="text-align: right;">被保険者氏名 _____ 印 _____</p>
熊取町長 様	<p>熊取町から支給される上記被保険者に係る介護保険福祉用具購入費を、被保険者の委任を受けて受領することに同意します。</p> <p>あわせて被保険者の事情によっては、受領委任払の承認が取り消される場合があることに同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受 取 人 _____</p> <p style="text-align: right;">所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">事業者（所）名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 _____ 印 _____</p> <p style="text-align: right;">（電話番号： _____ ）</p>

- （注意）
- 1 この申請書とともに、購入する福祉用具の見積書を添付してください。
 - 2 購入後にご提出いただく領収証の金額は、介護保険対象分のうち、1割～3割分（保険給付対象外金額を含む場合は、支給対象分と対象外分が分かるように内訳を記載）の金額になります。
 - 3 受領委任払を承認した場合であっても、福祉用具購入費の不支給を決定したときは、当該承認は取り消しとなります。

※町記入欄	※ 備 考
<input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> 認定の有無 <input type="checkbox"/> 給付実績 <input type="checkbox"/> 給付制限の有無	

介護保険住宅改修費受領委任払承認申請書兼同意書

<p>熊取町長 様</p> <p>この申請にもとづく介護保険住宅改修費支給額の受領に関する権限を下欄の受取人に委任し、その承認を受けたいので、熊取町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払制度実施要綱第4条第2項の規定により申請します。</p> <p>なお、審査の結果、不承認となった場合は、償還払となることを承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">被保険者住所 _____</p> <p style="text-align: right;">被保険者氏名 _____ 印</p>
<p>熊取町長 様</p> <p>熊取町から支給される上記被保険者に係る介護保険住宅改修費を、被保険者の委任を受けて受領することに同意します。</p> <p>あわせて被保険者の事情によっては、受領委任払の承認が取り消される場合があることに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受 取 人</p> <p style="text-align: right;">所在地 _____</p> <p style="text-align: right;">事業者（所）名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">（電話番号： _____ ）</p>

- （注意）1 工事完了後にご提出いただく領収証の金額は、介護保険対象分のうち、1割～3割分（保険給付対象外金額を含む場合は、支給対象分と対象外分が分かるように内訳を記載）の金額になります。
- 2 受領委任払を承認した場合であっても、住宅改修費の不支給を決定したときは、当該承認は取り消しとなります。

※町記入欄	※ 備 考
<input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> 認定の有無 <input type="checkbox"/> 給付実績 <input type="checkbox"/> 給付制限の有無	

第 年 月 日 号

様

熊取町長

介護保険福祉用具購入費受領委任払承認（不承認）決定通知書

年 月 日に申請のありました標記の件について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名											被保険者番号												
生年月日																							
承認の可否	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない																						
不承認理由																							
購入予定額											円	申請者負担予定額											円
給付の種目																							
福祉用具 商品名											販売事業者												

(注意)

- ① 購入後、介護保険福祉用具購入費支給申請書にこの通知書の写しを添えて提出してください。
- ② 受領委任払の要件に該当しなくなった場合は、承認を取り消します。

・問い合わせ先
熊取町野田1丁目1番1号
熊取町役場 健康福祉部介護保険課
電話番号 072-452-6297

- ・不服の申立及び取消訴訟
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊取町長に対して審査請求をすることができます。

※詳細は裏面をご参照下さい。

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊取町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として(訴訟において熊取町を代表する者は町長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

熊取町長

介護保険住宅改修費受領委任払承認（不承認）決定通知書

年 月 日に申請のありました標記の件について、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名											被保険者番号												
生年月日																							
承認の可否	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない																						
不承認理由																							
改修予定額											円	申請者負担予定額											円
給付の種類																							
施工業者名																							

(注意)

- ① 改修後、介護保険住宅改修完了届にこの通知書の写しを添えて提出してください。
- ② 受領委任払の要件に該当しなくなった場合は、承認を取り消します。

・問い合わせ先
熊取町野田1丁目1番1号
熊取町役場 健康福祉部介護保険課
電話番号 072-452-6297

- ・不服の申立及び取消訴訟
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊取町長に対して審査請求をすることができます。

※詳細は裏面をご参照下さい。

(裏)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊取町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として(訴訟において熊取町を代表する者は町長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。